

自動車・船舶編

【自動車廃車手続き】

- ◆ 災害により車が使用できなくなった場合、車の廃車手続きが必要ですが、車両が所在不明のため登録番号が不明、印鑑登録証明書の取得困難などの場合にも、特例的な取扱いを行うこととしております。
- ◆ 廃車手続きをされた被災自動車については、自動車重量税の特例還付が受けられます。また、被災自動車を買換えた場合にも、自動車重量税の免除を受けることができます。詳しくは、東北運輸局宮城運輸支局（代表Tel：022-235-2517）又は軽自動車検査協会宮城主管事務所（Tel：022-284-1368）にお問い合わせください。

【自動車税・軽自動車税、自動車取得税】

- ◆ 今回の震災で使用不能又は所在不明となった自動車・軽自動車については、平成23年度からの自動車税・軽自動車税の課税を停止します。（使用可能となった場合は、後日課税となります。）
- ◆ 震災により損壊した自動車・軽自動車の代わりに自動車・軽自動車を取得した場合には、自動車取得税及び自動車税・軽自動車税（平成23年度から25年度までの各年度分）が非課税となります。
- ◆ 詳しくは、自動車税及び自動車取得税については最寄りの県税事務所（連絡先は前述参照）に、軽自動車税は最寄りの市町村にお問い合わせください。

【自動車検査証の有効期間延長】

- ◆ 自動車検査証の有効期間の延長は、有効期間が平成23年3月11日～6月10日までのものを県内全域で6月11日まで延長することをもって終了しています。
車検の有効期限が切れた車両を継続して使用する場合は、車検場で継続検査を受ける必要がありますので、ディーラーや整備工場等に依頼してレッカー車で運ぶか、市町村で臨時運行の許可（仮ナンバーの交付）を受けて車検場にお持ちください。

【自動車運転免許証の更新】

- ◆ 平成23年3月11日以降に運転免許証の有効期限が切れた人でも車を運転できた特例措置が平成23年8月31日で終了しています。
未更新の場合は、免許が失効していますので、無免許運転として取り締まりの対

象となります。有効期限切れ（失効）の手続きを最寄りの運転免許センターでお取りください。

- ◆ 自動車運転免許証を紛失した場合は、再発行ができます。その際には、身分を証明するもの（本籍のある住民票、パスポート、健康保険証、各種資格証など本人確認ができるもの）が必要ですが、市役所等が被災により住民票や、その他の者により確認できる書類の提示が困難な場合は、居住証明書（家族、親戚、避難施設の責任者、ホテルの支配人等の証明）が必要です。この際、証明者の身分証明書等の写し（運転免許証等）が必要です。
- ◆ 詳しくは、宮城県運転免許センター（TEL：022-373-3601）にお問い合わせください。

【高速道路の無料措置】

- ◆ 平成24年4月1日から、「原発事故の警戒区域等に居住されていた方」及び「居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方」が無料措置の対象となっています。
無料措置の実施期間は、平成25年1月15日までとされていましたが、平成25年3月31日24時まで延長されました。

① 対象者

東日本大震災発生時に、国が定める原発事故の警戒区域及び計画的避難区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域を生活の本拠としていた方。

② 対象走行

原発周辺の対象インターチェンジを入口または出口として通行料金を取り扱う走行。

道路名	対象インターチェンジ
東北自動車道	本宮、二本松、福島西、福島飯坂、国見
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東
常磐自動車道	いわき中央、いわき四倉、広野、南相馬、相馬、山元

なお、福島県双葉郡双葉町に居住されていた方に限り、上記のインターチェンジのほか、東北道：加須IC、常磐道：桜土浦ICも対象となります。

③ 必要な書面

入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面（コピー不可）を提示

確認事項	必要な書面
(1) 避難元	住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証、り災証明書、被災証明書等の公的機関が発行するもの
(2) 本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証等の公的機関が発行するもの

- ◆ 詳しくは、NEXCO 東日本お客様センター（TEL：0570-024-024（ナビダイヤル）（24時間）又はTEL：03-5338-7524（PHS、IP 電話のお客様））にお問い合わせください。

【船舶の廃船手続き】

- ◆ 被災した船舶について解体・処理を行う場合、船舶の登録を抹消する手続き（抹消登録等）が必要となります。
- ◆ 詳しくは、動力漁船については、加入漁業協同組合又は県地方振興事務所に、小型船舶については、日本小型船舶検査機構仙台支部にお問い合わせください。

<動力漁船>

宮城県水産業振興課漁業調整班 (TEL：022-211-2932)

気仙沼地方振興事務所水産漁港部 (TEL：0226-24-6825)

石巻地方振興事務所水産漁港部 (TEL：0225-95-1411)

仙台地方振興事務所水産漁港部 (TEL：022-366-1231)

<小型船舶>

日本小型船舶検査機構仙台支部 (TEL：022-364-8647)